

別記第2号様式

随意契約結果一覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	適用
令和7年度 (2025年度) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(道南圏)	令和7年3月28日	社会福祉法人 函館市民生事業協会 函館市日乃出町21番地17号	4,847,000	【選定理由】 1 事業を実施する事務所、相談室及び託児スペースの全てを有し、インターネットが利用できる通信環境が整備されていること。 2 就労及び母子寡婦福祉に関する法制度や各種施策に関する十分な知識を有し、就労相談や養育費相談、生活相談等に対応できる職員を2名以上確保していること。 3 平日夜間や土日祝日にも相談に応じられる体制を有していること。 4 パソコンやホームヘルパーなど就業に結びつく技能・資格を取得するための講習会等を開催したことがあるか、又は、同種の講習会を開催した実績があること。 5 自立支援のための個々の受給者の状況・ニーズに応じたプログラム策定や同種の支援の実績があること。 6 無料職業紹介事業の許可を得ていること。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	
令和7年度 (2025年度) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(オホーツク圏)	令和7年3月28日	社会福祉法人 北見睦会 北見市北8条西1丁目1番地	8,346,000		
令和7年度 (2025年度) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(道北圏)	令和7年3月28日	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会 旭川市5条通り4丁目893-1	5,173,000		
令和7年度 (2025年度) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(釧路・根室圏)	令和7年3月28日	社会福祉法人 釧路まりも学園 釧路市白樺台2丁目2番9号	8,346,000		
令和7年度 (2025年度) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(十勝圏)	令和7年3月28日	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会 帯広市公園東町3丁目9番地	8,346,000		

令和7年度 (2025年度) 母子家庭等就 業・自立支援セ ンター事業委託 業務(道央圏)	令和7年3月28日	社会福祉法人 北海道母子 寡婦福祉連合会 札幌市中央区北1条東8 丁目	8,346,000		
令和7年度DV 被害者等支援 事業委託業務	令和7年3月25日	NPO法人女のスペース・ おん 札幌市中央区南1条西10 丁目4-156 大通ホワイ トビル4F-A	2,108,178	【選定理由】 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第4項に基づき、配偶者暴力被害者(その同伴家族を含む。)の一時保護を道立女性相談支援センターから委託されている団体であること。 2 DV被害者等を受け入れる機能を有し、DV被害者等の支援を年間を通して、5年以上継続して行っている団体であること。 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第7項に基づき、困難な問題を抱える女性(その同伴家族を含む。)の保護の実施に関し、3年以上の活動実績を有し、宿泊を伴う保護の実施について運営可能な体制にあること。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	
令和7年度DV被害者等支援事業委託業務	令和7年3月25日	NPO法人ウィメンズネット函館 函館市本町20番4号	2,106,234		
令和7年度DV被害者等支援事業委託業務	令和7年3月25日	ウィメンズネット旭川 旭川市6条通り西3丁目2-20 ポニーマンション2階右	2,106,234		
令和7年度DV被害者等支援事業委託業務 令和7年度DV被害者等支援事業委託業務	令和7年3月25日	NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ 室蘭市輪西町2-20-6	2,106,234		
令和7年度DV被害者等支援事業委託業務	令和7年3月25日	駆け込みシェルターとかち 帯広市西6条北1丁目15番3 キャピタル1-202号3	2,106,234		
令和7年度DV被害者等支援事業委託業務	令和7年3月25日	一般社団法人ウィメンズ・きたみ 北見市とん田東町581-7プレオ1-A	2,106,234		
令和7年度DV被害者等支援事業	令和7年3月25日	NPO法人駆け込みシェルター釧路	2,106,234		

委託業務		釧路市南大通り4丁目1番2044号			
母子福祉資金貸付金未収金回収業務委託契約	令和7年3月31日	ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦 3 丁目16番20号	契約により収納した金額の100分の29に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 債権回収業務の実施手法が確立されているとともに、個人情報の管理体制が徹底していること。 本貸付制度に係る回収業務について、他の自治体等からの受注実績が多数あり、制度の趣旨を適切に理解した上で、母子家庭等の経済状況を踏まえた慎重かつ配慮ある償還促進活動を行う技術を有すること。 前年度と同一の滞納者に引き続き接触するに当たり、前年度の交渉から得た情報を活用するとともに、滞納者側に一定程度認知されている立場を活かしながら、交渉に当たることができること。 <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>	
督促状等の圧着処理並びにその成果品の仕分け及び発送業務	令和7年3月28日	株式会社 HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	<p>圧着処理 10円 /件</p> <p>仕分け 14,500円/回</p> <p>発送 60 サイズ 1箱 770円</p> <p>80 サイズ 1箱 835円</p> <p>100 サイズ 1箱 900円</p> <p>120 サイズ 1箱 950円</p>	<p>【選定理由】</p> <p>本委託業務により圧着処理並びにその成果品の仕分け及び発送業務を行おうとする母子福祉資金等貸付金に係る督促状等は、北海道(情報政策課)が委託契約している「電子計算機処理ASPサービス提供業務」により作成される特定のフォーマットのものであるため、当該フォーマットの圧着処理並びにその成果品の仕分け及び発送業務に適した業者を選定する。</p> <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>	
令和7年度(2025年度)里親養育包括支援事業委託業務	令和7年3月26日	一般社団法人北海道里親会連合会	3,313,812	<p>全道規模の組織体で、かつ、各児童相談所管内で活動できる地区組織を有しており、広域自治体である本道において、里親への相談対応、情報提供、助言及び研修などの援助が行える唯一の団体であるため、随意契約とするもの。</p> <p>[契約方法の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2) 	

令和7年度ヤングケアラーコーディネート事業委託業務	令和7年3月31日	社会福祉法人光が丘学園	1,080,000	<p>日頃から地域の児童に関する家庭や地域住民等からの相談対応に精通し、支援体制システムの中心となって、ヤングケアラー支援に携わる関係機関等との円滑な連携体制を構築できる機能を有することは、他の事業者が代わることができないものであるため、随意契約とするもの。</p> <p>[契約方法の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
		社会福祉法人聖母会	1,178,544	
		合同会社ビリーブの木	1,118,880	
		社会福祉法人美深育成園	1,296,000	
		社会福祉法人北光福祉会	1,080,000	
		社会福祉法人池田光寿会	1,080,000	
		社会福祉法人釧路まりも学園	1,117,800	
一般社団法人北海道ケアラーズ	1,263,600			
令和7年度ヤングケアラー支援体制強化整備事業委託業務	令和7年3月31日	一般社団法人北海道ケアラーズ	6,240,000	<p>ヤングケアラー相談対応を通じて築いてきたヤングケアラー当事者との関係性や、道内全域に広く有する支援機関とのネットワーク、関係者への講演を数多く行ってきたことにより蓄積されたノウハウは、他の事業者が代わることができないものであるため、随意契約とするもの。</p> <p>[契約方法の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
北海道社会的養護自立支援拠点事業委託業務	令和7年3月31日	社会福祉法人北翔会	46,547,000	<p>業務の実施に必要な職員や、対象者の状況変化に迅速に対応する体制が整備されているほか、連携をはかる関係機関の選定が適切であり、円滑な連携が可能な関係性の構築のため、具体的な取組案を有していることから、随意契約とするもの。</p> <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>
一時保護児童等の権利擁護体制強化事業委託業務	令和7年4月11日	一般社団法人北海道公認心理師協会	14,815,000	<p>こどもへの心理・相談業務実績があり、全道規模の組織体で、専門的なノウハウを有し、意見表明員の養成・派遣・調整等を一体的に実施できる唯一の団体のため、随意契約とするもの。</p> <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>
医療的ケア児支援センター運営委託業務	令和7年3月25日	医療法人稲生会 札幌市手稲区前田4条14丁目3-10	11,995,000	<p>【選定理由】</p> <p>1 医療的ケア児等その他の関係者に対し、専門的にその相談に応じ、情報の提供又は助言その他の支援を実施できること。 2 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を実施できること。</p>

				<p>3 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を実施できること。</p> <p>4 より多くの医療的ケア児の家族等が相談しやすいなど、利便性を考慮した地域に設置する。</p> <p>上記選考基準を満たすのは、医療法人稲生会のみである。</p> <p>【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>
指定障害福祉サービス事業者等管理台帳システム（障害児施設指定管理機能）保守管理業務	令和7年3月27日	株式会社佐賀電算センター 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7	282,700	<p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムに対し最も精通し、システムに関するトラブルに的確に対応できる専門的技術を有する業者であること。 ・各作業場所（本庁・各（総合）振興局）へのプログラム使用に関する指導ができるなどの技術を有していること。 ・事業を適正かつ円滑に実施するための事務的能力を有していること。 ・現在、道において稼働している指定障害福祉サービス事業者管理台帳システムの内容を熟知し、著作権を有していること。 <p>【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあつては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。

5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。